

実演家著作隣接権センター事業 インボイス制度に対応する消費税の取扱い指針

令和6年5月30日 制定

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（以下、「芸団協C P R A」という。）は、2023年10月から開始されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）に適切に対応し、実演家著作隣接権センター事業を安定的に実施していくことを目的として本指針を策定する。

1. 法令等の遵守

芸団協C P R Aは、消費税法およびこれに関連する法令の定めを遵守する。

2. インボイスの交付

芸団協C P R Aは、法令に基づき、適格請求書発行事業者として、放送局や貸レコード店などの利用者の求めに応じてインボイスを交付する。

3. 分配時の実費控除

芸団協C P R Aは、委託者に使用料等を分配する際にインボイス又はこれに準ずる書類を入手できない場合、インボイス制度の経過措置をふまえ、分配する使用料等から下表に定める金額を実費（芸団協C P R Aが負担する消費税相当額）として差し引いて支払う。

| 分配の時期 | 実費として控除する額 |
|-----------------------------|------------|
| 令和6年12月1日から 令和8年9月30日まで | 消費税相当額の20% |
| 令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで | 消費税相当額の50% |
| 令和11年10月1日から | 消費税相当額 |

4. 改廃

この指針の改廃は、理事会が行う。

附 則

1. この指針は、令和6年5月30日から実施する。